●香川県告示第２４０号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第２条第１項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成27年７月31日

香川県知事　浜　田　恵　造

１　免許年月日

平成27年７月24日

２　免許を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所

香川県

高松市番町４丁目１番10号

香川県知事　浜田　恵造

高松市番町４丁目１番10号

３　埋立区域

（１）　位置

高松市郷東町字乾新開７９６番地73に接する無番地の地先公有水面

（２）　区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点を結ぶ平成26年の秋分の日の満潮位（Ｄ．Ｌ．＋2.64メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点	四等三角点芝山（北緯34度21分10.2062秒、東経１３３度59分52.5292秒。以下「基点」という。）から76度43分38秒、1,724.75メートルの地点
②の地点	①の地点から１０９度51分41秒、2.06メートルの地点
③の地点	②の地点から１９９度50分51秒、1.50メートルの地点
④の地点	③の地点から１０９度50分51秒、12.17メートルの地点
⑤の地点	④の地点から１９９度45分11秒、97.00メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から２８９度50分51秒、12.16メートルの地点
⑦の地点	⑥の地点から１９９度50分51秒、1.50メートルの地点
⑧の地点	⑦の地点から２８９度50分49秒、2.10メートルの地点

（３）　面積

1,388.13平方メートル

４　埋立てに関する工事の施行区域

（１）　位置

高松市郷東町字乾新開７９６番地73及び７９６番地73に接する無番地地内並びに７９６番地73に接する無番地の地先公有水面

（２）　区域

次の各地点を順次に結んだ線及びＡの地点とＦの地点を結んだ線により囲まれた区域

Ａの地点	基点から75度39分28秒、1,766.04メートルの地点
Ｂの地点	Ａの地点から１０９度50分46秒、48.58メートルの地点
Ｃの地点	Ｂの地点から１９９度44分56秒、170.00メートルの地点
Ｄの地点	Ｃの地点から２８９度50分47秒、100.00メートルの地点
Ｅの地点	Ｄの地点から19度44分55秒、111.35メートルの地点

Ｆの地点	Ｅの地点から１００度55分11秒、11．40メートルの地点

（３）　面積

15,207.18平方メートル

5　埋立地の用途

ふ頭用地